

小野田商工会議所1号議員の選挙について

当商工会議所の議員の任期が令和4年10月31日で満了となるので、次の要領で選挙が行われます。(議員の任期は3年間)

△ 1号議員選挙の概要

選挙人名簿に登録された会員及び特定商工業者が、会員のうちから選挙する。(立候補者を投票で選挙する。)

△ 1号議員の定数

46名

△ 投票

日時 令和4年10月11日(火)
(投票時間は別に公告し、入場券に記載する)
場所 小野田商工会議所
投票方法 単記無記名制
代理投票 会員又は特定商工業者1名について1枚を発行。なお、2名以上の代理投票はできない。また、候補者は代理人となることができない。

△ 開票

即日開票

△ 選挙の資格

令和4年8月25日までに所定の会費(会員)及び法定負担金(特定商工業者)を納入した者。会費の分割納入が認められている会員については当該月までに納入した者。

△ 選挙権の個数

特定商工業者 1個
会 員 会員の負担する会費の口数に応じ、次表のとおり。なお、新規会員加入後、会費納入が5ヶ月未満の会員にあつては、選挙権個数算定のための会費口数は、持口数の2分の1の口数となります。

会費持口数	選挙個数
最初の1口	2個
2口～5口	1口ごとに1個加算
6口～21口	2口ごとに1個加算
22口以上	5口ごとに1個加算

※選挙権個数の上限は50個

△ 立候補資格

選挙権を持つ会員に限る。
法人又は団体会員は、その名称で立候補する。

△ 1号議員立候補及び同議員候補推薦の方法

「1号議員立候補」または、「1号議員候補者推薦届」を令和4年9月16日より10月5日までの間に、選挙管理事務局(会議所)へ提出する。
※立候補、推薦届の用紙は事務局にあります。

△ 選挙人名簿

調整日 令和4年8月25日現在により同26日から9月5日までに調整する。
縦覧期間 令和4年9月6日より同8日まで。
縦覧場所 小野田商工会議所

△ 1号議員当選の決定について

- 1) 投票が行われないとき(候補者が定数を超えないとき)
- 2) 有効投票の最多数を得たものから順次当選人となる。但し、定数46で有効投票総数を除して得た数の10分の1以上の得票がなければならない。
- 3) 得票が同じである場合は、委員会できじで定める。

△ 1号議員候補者の辞退について

令和4年10月7日まで文書で選挙管理委員会に届出る。
※用紙は事務局に用意してある。

△ 選挙及び選任に関する会議所の執務時間

午前8時30分より午後5時10分(土曜日、日曜、祝祭日は休み)

※1号議員の候補者が定数を超えないときは、選挙は行われません。